

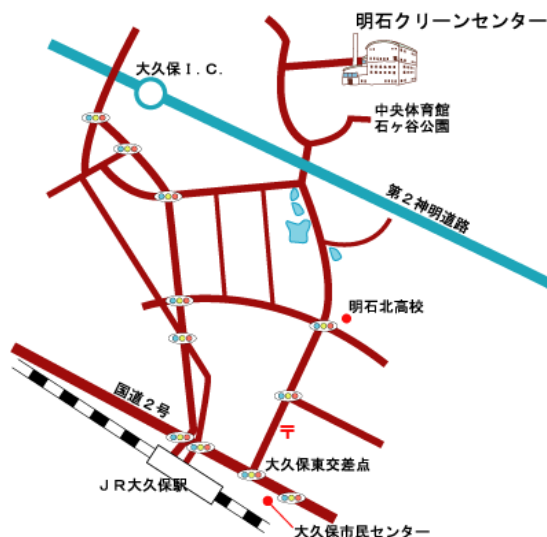
特定建設作業実施届出書 (作成方法と様式)

届出先

明石市 環境産業局 環境室 環境保全課

(〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131

明石クリーンセンター管理棟 2 F)



●自動車でお越しの場合

<国道二号線から>

大久保東交差点北上 1,200m、北高交差点北上 1,000m、第2神明道路高架をくぐりすぐに左折 600m、明石クリーンセンター看板右折 600m

<大久保インターから>

インター出たすぐの信号左折、大久保団地西交差点左折 600m、歩道橋手前交差点左折 1,200m、突き当たり一旦停止左折、第2神明道路高架をくぐりすぐに左折 600m、明石クリーンセンター看板右折 600m

※公共交通機関でお越しの方は、JR大久保駅からタクシーをご利用ください。

[問合せ先] 明石市 環境産業局 環境室 環境保全課

〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131

明石クリーンセンター内

TEL:078-918-5030 FAX:078-918-5107

届出様式は、明石市のホームページ (<http://www.city.akashi.lg.jp>) からダウンロードできます。

工事にあたっての注意事項

建設工事を行う場合は、次の事項を留意して工事を開始して下さい。

- ① 日曜日、その他の休日、夜間作業は原則として禁止されていますので、特定建設作業を行わないで下さい。
- ② 付近の住民には、事前に工事の概要、作業工程、騒音・振動の大きさ等を十分説明して下さい。
- ③ 近隣に迷惑がかからないよう騒音・振動対策を実施して下さい。
 - ・ 低騒音・低振動の工法・建設機械を採用する。
 - ・ 空ふかしを避け、作業待ち時間はこまめにエンジンを切る。
 - ・ 建設機械をできるだけ周辺の建物から遠ざける。
 - ・ 車両の走行速度はできるだけ遅くする。
- ④ 現場周辺の道路・進入路を整備して下さい。
- ⑤ 苦情処理の担当者を選任し、苦情には適切に対応して下さい。
- ⑥ 明石市は、自動車NO_x・PM法対策地域です。可能な限り最新の排出ガス適合車を使用するよう協力をお願いします。

特定建設作業実施届出要領

特定建設作業とは	<p>著しい騒音または振動を発生する建設工事の作業で、騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に定められた作業のことです。</p> <p>これらの作業は法や条例の規制対象であり、実施する場合は、事前に届出が必要です。(規制の内容については、2 ページを参照)</p>																			
届出が必要な作業	<p>3 ページ「騒音に係る特定建設作業一覧表」を参照。</p> <p>4 ページ「振動に係る特定建設作業一覧表」を参照。</p>																			
届出が不要な場合	<p>① 特定建設作業に該当する作業であっても、一つの建設工事を通して1日で終了する場合。</p> <p>② 県条例の特定建設作業に該当し、住宅その他居室から 500mを超えた場所で作業を実施する場合。(県条例かどうかは3 ページを参照)</p>																			
届出の要領	届出義務者	特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする元請業者です。																		
	いつまでに届出が必要か？	<p>特定建設作業の開始8日以上前に届出して下さい。</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>10日</td><td>11日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>14日</td><td>15日</td><td>16日</td><td>17日</td><td>18日</td> </tr> <tr> <td>届出日</td><td colspan="7">← なか7日を空ける →</td><td>作業開始日</td> </tr> </table>	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	届出日	← なか7日を空ける →							作業開始日
	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日											
	届出日	← なか7日を空ける →							作業開始日											
	特定建設作業の実施期間について	<p>実際の特定建設作業が、届出をされた作業期間終了日を超えると考えられる場合は、速やかに、その旨の申し出を行ってください。</p>																		
	様式	<p>特定建設作業実施届出書</p> <p>※ 本冊子の様式を複写して使用して下さい。</p>																		
	必要部数	<p>2部(正本1部、写し1部)</p> <p>※ 写しは提出日の受付印を押印し、控えとして返却します。</p>																		
届出書類	<p>届出に必要な書類の一式は下記のとおりです。</p> <p>① 特定建設作業実施届出書</p> <p>② 別紙 特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表</p> <p>③ 特定建設作業場所の付近見取り図(周辺住宅等の状況がわかるもの)及び現場図面</p> <p>④ 資材、残土砂等の置場を使用する場合はその場所の地図</p> <p>※ やむを得ず、夜間または日曜・休日に特定建設作業を実施する場合は、<u>周辺自治会の同意書や道路使用・占用等の許可書の写しを提出して下さい。(許可内容に夜間または日曜・休日に行う旨の条件を明記して下さい。)</u></p>																			
届出が作業後でもよい場合	<p>災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、特定建設作業の実施後、届出を行い得る状態になり次第すみやかに届出して下さい。</p>																			

特定建設作業についての規制

種類	規制基準	作業禁止時間		1日当たりの作業時間		作業可能期間	作業禁止日
		甲の区域	乙の区域	甲の区域	乙の区域		
騒音	85 デシベル	午後7時 ～	午後10時 ～	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して 6日を超 えないこ と	日曜日 その他の 休日
振動	75 デシベル	翌日の 午前7時	翌日の 午前6時				
	例外 規定	①②③④ のいずれか に該当する場合		①② のいずれか に該当する場合			①②③④⑤ のいずれか に該当する 場合

※ 甲の区域、乙の区域、例外規定①～⑤については下の表を参照してください。

特定建設作業に係る区域

甲 の 区 域	乙 の 区 域
1. 都市計画法による工業地域・工業専用地域以外の区域 2. 工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者の入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 80m の区域	都市計画法による工業地域・工業専用地域の区域で甲の区域を除く区域

特定建設作業の規制に係る例外規定

(作業禁止時間、1日当たりの作業時間、作業可能期間、作業禁止日が適用除外となる場合)

①	災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
②	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
③	鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
④	道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
⑤	変電所の工事であって必要な場合

騒音に係る特定建設作業一覧表

特定建設作業の種類	騒 規 法	県 条 例	備 考
くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業	①		もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く
くい打機をアースオーガーと 併用する作業		⑨	
びょう打機を使用する作業	②		インパクトレンチによる高張力ボルト締めを除く
さく岩機を使用する作業	③		(例) 手持式ブレーカー、アイオン等による作業 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日 における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る
空気圧縮機を使用する作業	④		・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その 定格出力が15kw以上のものに限る ※ <u>ブレーカーの動力として使用する作業を除く</u>
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて 行う作業	⑤		・コンクリートプラント：混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る ・アスファルトプラント：混練機の混練重量が 200kg以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラ ントを設けて行う作業を除く
バックホウを使用する作業	⑥		原動機の定格出力が80kw以上のもの (環境大臣が指定する低騒音型のものを除く)
トラクターショベルを使用する 作業	⑦		原動機の定格出力が70kw以上のもの (環境大臣が指定する低騒音型のものを除く)
ブルドーザーを使用する作業	⑧		原動機の定格出力が40kw以上のもの (環境大臣が指定する低騒音型のものを除く)
掘削機を使用する作業		⑩	上記⑥、⑦、⑧に該当しないバックホウ、トラクタ ーショベル、ブルドーザー等の掘削機 (例) 低騒音型バックホウ、原動機の定格出力が 80kw未満のバックホウ等
コンクリート造、鉄骨造及び レンガ造の建物の解体作業又は 動力、火薬若しくは鉄球を使用 して行う破壊作業		⑪	(例) ニブラー、圧砕機等による作業

※ 騒規法：騒音規制法、県条例：環境の保全と創造に関する条例

※ 数字(①～⑪)は、提出書類の別紙「特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表」
中の番号に該当します。

振動に係る特定建設作業一覧表

特定建設作業の種類	振 規 法	備 考
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	①	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機及び圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	
舗装版破碎機を使用する作業	③	ハンマー落下の衝撃力で舗装版を破壊する機械の作業 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	④	（例）ショベルカーに取付けた大型ブレーカー（アイオン）による作業 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

※ 振規法：振動規制法

※ 数字（①～④）は、提出書類の別紙「特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表」中の番号に該当します。

石綿使用の有無の事前調査

大気汚染防止法により、解体等工事の受注者（元請業者）は石綿の使用の有無について事前に調査し、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示することが義務付けられています。

石綿含有建材がない場合でも事前調査結果を掲示する必要があります。

また、当該事前調査については従前の石綿障害予防規則に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えありません。

なお、調査の結果、次の作業に該当する場合は届出が必要です。

- 特定粉じん排出等作業実施届出
特定建築材料（吹付け石綿等）が使用されている建築物・工作物の解体・改修
- 特定工作物解体等工事实施届
石綿含有成形板等（石綿スレート等）が使用され、かつ延床面積が80㎡を超える建築物の解体

記入例

特定建設作業実施届出書

令和〇〇年 〇月 〇日

明石市長様

届出者 住所（法人にあっては所在地）
(〒673-0099)

代表者印を
押印する

①個人の場合：本人の住所・氏名

②法人の場合：

原則として本店所在地・名称・

代表者氏名

ただし、本店が遠隔地に
ある場合、支店・営業所等の所在
地・名称・支店長等の氏名

明石市〇〇町〇〇丁目〇-〇〇

氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

〇〇建設株式会社 代表取締役 明石 太郎 印

担当者氏名 明石 次郎

電話番号 078-918-〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、

該当する番号に〇印をつける

- ①騒音規制法第14条第1項（第2項）
- ②振動規制法第14条第1項（第2項）
- ③環境の保全と創造に関する条例第59条第1項（第2項）

の規定により次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	明石市〇〇会館新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造5階建 延面積5,500㎡			
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	明石市 〇〇町〇丁目〇-〇			
資材・残土砂等の置場の有無	有(場所：〇〇町〇丁目〇-〇) ・ 無			
特定建設作業の実施の期間	自 平成 〇〇年 7月 1日 至 令和 〇〇年 9月 5日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実労時間
	自 9時	至 17時	日曜・その他の休日を除く	7時間
騒音等の防止の方法（該当する番号に〇印をつける）				
1. 防音塀 ②. 防音シート 3. 防音パネル 4. 防音カバー				
5. 低公害型工法 ⑥. 低騒音型・低振動型建設機械 7. 動力源の適正配置				
8. 作業日・作業時間帯の配慮 9. 適正な運転操作				
⑩. その他（消音装置の取付け）				

該当する番号に〇印をつける

国・県・市が発注者の場合、担当課を記入する

記入例

○発注者 (氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名)	明石市中崎1丁目5-1 ○○○○課 明石市長 中崎 太郎 電話番号 ○○○-○○○○
○届出者の現場責任者 (氏名及び連絡場所)	明石 三郎 電話番号 ○○○-○○○○
○下請負人 (有・無) (当該下請負人の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名)	明石市○○町○○丁目○○-○ ○○土建株式会社 代表取締役 朝霧 太郎 電話番号 ○○○-○○○○
○下請負人の現場責任者 (氏名及び連絡場所)	現場主任 朝霧 次郎 電話番号 ○○○-○○○○

(備考)

下請負業者がある場合には記入

周辺住民等への説明について記入する

【周辺住民への説明】

実施月日	令和 □年 □月 □日
対象地域	○○自治会
説明方法	・チラシ配布 ・説明会 ・個別訪問 ・その他 ()
説明内容 その他	

添付書類

- 1 特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表
- 2 付近見取り図 (周辺住宅等の状況がわかるもの。資材・土砂等置場を使用する場合は、その場所の付近見取り図も添付する。)
- 3 その他参考資料

事前調査結果の揭示例

石綿含有建材がない場合でも事前調査結果を揭示する必要があります。

事前調査の結果	
大気汚染防止法第18条の17第4項の規定による揭示 石綿障害予防規則第3条第3項の規定による揭示	
事業場の名称	〇〇ビル
調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 分析での確認 (JIS法での定性分析・JIS法での定量分析・その他) <input type="checkbox"/> 設計図書等による確認 <input type="checkbox"/> 現場での目視確認等
調査結果	<input type="checkbox"/> この建物に石綿はありませんでした <input checked="" type="checkbox"/> 特定建築材料(吹付け石綿等)がありました 種類(吹付け石綿、保温材) <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有成形板等(石綿スレート等)がありました 種類(屋根材、外壁) <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有塗材がありました <input checked="" type="checkbox"/> その他 (分析せずに配管エルボ一部保温材を特定建築材料として 取扱います)
調査者 (氏名・住所)	明石市〇〇〇〇〇〇 〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇
調査終了日	令和 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日

次のページの様式をコピーして使用してください。

特定建設作業実施届出書

令和 年 月 日

明石市長様

届出者 住所（法人にあっては所在地）
（〒 - ）

氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

印

担当者氏名

電話番号

特定建設作業を実施するので（1）騒音規制法第14条第1項（第2項）
（2）振動規制法第14条第1項（第2項）
（3）環境の保全と創造に関する条例第59条第1項（第2項）

の規定により次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	明石市			
資材・残土砂等の置場の有無	有（場所： ）・無			
特定建設作業の実施の期間	自	令和	年	日
	至	令和	年	日
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実労時間
	自 時	至 時		時間
騒音等の防止の方法（該当する番号に○印をつける） 1. 防音堀 2. 防音シート 3. 防音パネル 4. 防音カバー 5. 低公害型工法 6. 低騒音型・低振動型建設機械 7. 動力源の適正配置 8. 作業日・作業時間帯の配慮 9. 適正な運転操作 10. その他（ ）				

事前調査の結果

大気汚染防止法第18条の17第4項の規定による掲示
石綿障害予防規則第3条第3項の規定による掲示

事業場の名称	
調査方法	<input type="checkbox"/> 分析での確認 (JIS法での定性分析・JIS法での定量分析・その他) <input type="checkbox"/> 設計図書等による確認 <input type="checkbox"/> 現場での目視確認等
調査結果	<input type="checkbox"/> この建物に石綿はありませんでした <input type="checkbox"/> 特定建築材料(吹付け石綿等)がありました 種類() <input type="checkbox"/> 石綿含有成形板等(石綿スレート等)がありました 種類() <input type="checkbox"/> 石綿含有塗材がありました <input type="checkbox"/> その他 ()
調査者 (氏名・住所)	
調査終了日	令和 年 月 日

